

松浪地区まちぢから協議会設立総会 議事録

1 日 時 平成25年5月31日(金) 午後6時30分から午後8時まで

2 場 所 松浪自治会館

3 委員の現在数及び出席者数 現在数16名、出席者数15名

(出席者)

植松伸擴委員、前田積委員、中嶋隆夫委員、大類ひさ枝委員、渡辺俊幸委員
小西眞八委員(代理)、有川勝治委員、平松民平委員、牧島達夫委員
松井教委員、名井協委員、北村嘉秀委員、水島將隆委員、小野江達人委員
田島洋子委員

(欠席者)

辻俊子委員

委員のほか、市より、鈴木総務部長、山田市民自治推進課長、富田課長補佐
益田主事が出席

4 開催目的 松浪地区まちぢから協議会の設立に関する総会

5 審議事項及び議決事項

- (1) 議案第1号 松浪地区まちぢから協議会規約の制定について
- (2) 議案第2号 平成25年度委員及び役員の選任について
- (3) 議案第3号 平成25年度事業計画について
- (4) 議案第4号 平成25年度収支予算について

6 議事録署名人 前田積委員、牧島達夫委員(全会一致で選任)

7 資料

- (1) 次第
- (2) 議事資料-1(規約案)
- (3) 議事資料-2(委員選任案・役員選任案)
- (4) 議事資料-3(事業計画案・予算案)

8 議事の経過の概要及び結果

○松浪地区自治会連合会 地域コミュニティW/G 座長 あいさつ

○松浪地区まちぢから協議会の設立について

・植松座長より、設立にあたっての経緯等を含めた挨拶があり、協議会の設立がされた。

○茅ヶ崎市理事・総務部長あいさつ

○議長選出

・会長が選出されるまでの間の議事の進行を行う議長について、これまで地域コミュニティW/Gの座長を務めていただいていた植松座長を選出(全会一致)。

○議事

(1) 議案第1号 松浪地区まちぢから協議会規約の制定について

・原案のとおり、全会一致で可決。

(2) 総会の定足数報告

・規約第12条に準じて、総会は委員の過半数の出席をもって成立すると確認し、全16名中、15名の出席と1名の欠席があった旨の報告。

- (3) 議案第2号 平成25年度委員及び役員の選任について
 - ・委員及び役員について、別紙のとおり、全会一致で可決。
- (3) 議案第3号 平成25年度事業計画(案)について
 - ・原案のとおり、全会一致で可決。
- (4) 議案第4号 平成25年度予算(案)について
 - ・支出の助成費の使途が具体的には決まっておらず、助成費の内容の記載を変更する必要があるため、原案は否決された。次回臨時総会で審議し、議決することとした。

以上ですべての議案の審議を終了し、閉会。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

平成25年度 松浪地区まちぢから協議会委員選任
(規約第5条関係)

氏名	所属及び役職
植松 伸擴	浜竹一丁目自治会 会長
前田 積	浜竹二丁目自治会 会長
中嶋 隆夫	浜竹三丁目自治会 会長
大類 ひさ枝	浜竹四丁目自治会 会長
渡辺 俊幸	松浪一丁目自治会 会長
小西 眞八	松浪二丁目自治会 会長
有川 勝治	富士見町自治会 会長
辻 俊子	LG 富士見町自治会 会長
平松 民平	常盤町自治会 会長
牧島 達夫	緑が浜自治会 会長
松井 教	汐見台自治会 会長
名井 協	出口町自治会 会長 松浪地区街づくり委員会委員長
北村 嘉秀	ひばりが丘自治会 会長
水島 將隆	美住町自治会 会長
小野江 達人	松浪地区街づくり委員会副委員長
田島 洋子	松浪地区街づくり委員会副委員長

平成25年度 松浪地区まちぢから協議会役員選任
(規約第7条関係)

役職名	人数	氏 名	
会長	1	名井 協	
副会長	2	植松 伸擴	小野江 達人
会計	1	松井 教	
書記	1	牧島 達夫	
監事	2	平松 民平	前田 積

第1回松浪地区まちぢから協議会運営委員会 議事要旨

日時：平成25年5月31日 20:00-21:00

場所：松浪自治会館

出席者：植松委員、前田員、中嶋委員、大類委員、渡辺委員、小西委員（代理）、有川委員、平松委員、牧島委員、松井委員、名井委員、北村委員、水島委員、小野江委員、田島委員
市（市民自治推進課長、富田課長補佐、益田主事）

欠席者：辻委員

1 各部会の事業、課題及び構成メンバーについて

○現状、考えられる部会に関して、あくまで案として、12部会について情報共有が行われた。

○12部会の事業、課題、構成メンバーについて、意見交換を行った。

- ・市民安全部会には、PTA、PGT、見守り隊、警察も必要なのではないか。
- ・地区社会福祉協議会の位置付けについて、共通認識を持つ必要があるのではないか。
→地区社協は任意団体であるが、現状として、社会福祉法人である市社会福祉協議会が地区社会福祉協議会を下部組織のような形で活動を行っている実態がある。補助金等については、市から市社会福祉協議会へ支出し、市社会福祉協議会から地区社会福祉協議会へ支出しており、市社会福祉協議会は、12地区の地区社会福祉協議会を通じて、社会福祉に関する様々な施策の実施を図っている。

○まちぢから協議会で地区として活動する部分、個々の団体で活動する部分の整理が必要なのではないか。

○今後、部会を設置するにあたり、次の課題があることについて、情報共有を行った。

- ・地域での助成費のお金の動きを可視化し、共有する必要があるのではないか。
- ・市から地域団体への補助金等のお金の動き可視化し、共有する必要があるのではないか。
- ・地域で活動している団体、その各団体が行っている事業を調べる必要があるのではないか。

○盆踊り大会（模擬店）、市民集会については早急に準備を進めていく必要があるため、実施体制を整える必要があるということが情報共有された。

2 準委員について

○学校の先生（校長先生、教頭先生、防災担当）が、まちぢから協議会にどのような形で関わっていくのかについて、意見交換を行った。

- ・運営委員会や部会において、必ず学校が関わる案件があるとは限らないので、会議で議論する内容に応じて、出席してもらうようにしてはどうか。
- ・現状としては、各小学校区推進協に当該小学校区域の学校の先生が出席し、学校の状況について報告。街づくり委員会において、松浪学区小中学校、浜須賀中学校の先生が出席し、各学校の状況について報告。

→推進協では当該小学校区域の学校の話しか聞けないが、街づくり委員会では各学校の話を知ることができ、地区全体の話を情報共有できる。

・学校の状況に応じた形で臨機応変に対応できた方がよいのではないか。

3 事務局の構成メンバーについて

○規約上の整合が取れていない部分について意見交換を行い、第29条第2項について文言の整理が必要であることについて合意し、次回臨時総会で審議し、議決することを決定した。

第9条4 書記は、事務局を総括する。

↑↓

第29条2 事務局は、市が担当する。

○盆踊り大会（模擬店）、市民集会在控えている中で、それらの事業を進めていくにあたり、これまで長年に渡り、街づくり委員会の事務局であり、地域のイベントについてノウハウを持っている方々の協力が必要なのではないか。

→規約上では可能であるが、街づくり委員会がまだ形として残っている状況の中で、安易にまちぢから協議会の事務局員に入ってもらおうということではなく、もう少し検討をしてから話を進めるべきではないか。

→次回運営委員会において、盆踊り大会（模擬店）や市民集会の実施方法も含めた中で、再度意見交換を行う。

4 今後のスケジュールについて

- | | | | |
|-----------|--------|-------------------|--------|
| ○6月4日（火） | 18時30分 | 防災対策部会設置に向けた打ち合わせ | 松浪自治会館 |
| ○6月13日（木） | 18時30分 | 地区防災訓練実行委員会 | 松浪自治会館 |
| ○6月19日（水） | 18時30分 | 臨時総会、運営委員会 | 松浪自治会館 |

以上

松浪地区まちぢから協議会設立総会

日時 平成25年5月31日18時30分より

場所 松浪自治会館

次 第

1 開会

2 松浪地区自治会連合会 地域コミュニティW/G 座長 あいさつ

3 松浪地区まちぢから協議会の設立について

4 茅ヶ崎市 理事・総務部長 あいさつ

5 議長選出

6 議事

(1) 議案第1号 松浪地区まちぢから協議会規約の制定について

(2) 総会の定足数報告

(3) 議事録署名人の選出

(4) 議案第2号 平成25年度委員及び役員の選任について

(5) 役員のあいさつ

(6) 議案第3号 平成25年度事業計画及び

議案第4号 平成25年度収支予算について

7 その他

8 閉会

議案第1号

松浪地区まちぢから協議会規約（案）

（名称及び所在地）

第1条 本会は、（仮称）松浪地区まちぢから協議会（以下「本会」という。）と称し、その所在地を会長宅とする。

（区域）

第2条 本会の区域は、松浪自治会連合会の区域（以下「地区」という。）とする。

（目的）

第3条 本会は、茅ヶ崎市自治基本条例の第25条（コミュニティ）及び第26条（協働）に基づき、「地域と市の協働」、「市民相互の協働」の考えの基、松浪地区自治会連合会に属する単位自治会の代表者、地区の各分野の地域団体の代表及び地区内に居住する者で構成された地区の代表性をもった組織として新たな地域コミュニティを形成し、地域の様々な活動について話し合い、顔の見える関係づくりや団体同士の連携を図り、多くの方々が地域の情報を共有し、地域活動を活性化し、まちぢからを高め、地域の課題の発見や解決をしていくことを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区内の住民及び各種団体等の共通の課題解決に向けた取り組みに関すること。
- (2) 地区内の住民及び各種団体等の共通の学習及び行事等に関すること。
- (3) 地区内の各種団体等の活性化及び各種団体相互の連絡調整に関すること。
- (4) 地区内の住民の参画と情報の共有並びに協働の推進に関すること。
- (5) その他、前条の目的達成に必要な事業の実施に関すること。

（委員）

地区外の関係は？

第5条 本会の委員は、松浪地区自治会連合会に属する単位自治会の代表者、松浪地区街づくり委員会の委員長及び副委員長で構成する。なお、地区の各分野の地域団体の代表及び次に掲げる者については、総会において議決された者から順次委員に追加していく。

- (1) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、委員の募集に対し応募をした者。
- (2) 地区内に住所又は活動の拠点を有し、本会が推薦した者。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（準委員）

議決

第6条 本会に準委員を置く。

- 2 準委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、会計、書記及び監事は、総会において、委員の中から互選により選任する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 4 書記は、事務局を総括する。
- 5 監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、3期までとする。

- 2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第11条 役員が、本規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、部会とする。

- 2 総会及び運営委員会は構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会及び運営委員会は委任状の提出があった委員については、出席があったものとみなす。
- 3 総会及び運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(総会の構成)

第13条 総会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 総会の議長は、本会の会長が就く。

(総会の種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、年度当初に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、総会を構成する者の三分の一以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき及び第9条第5項の規定により監事から請求があったときに開催する。

(総会の招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、総会の構成員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第16条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 委員、役員、部会長、準委員の選任及び解任に関する事項
- (4) 部会の設置及び廃止に関する事項
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- (6) 本規約等の制定及び改正に関する事項
- (7) その他第5条に掲げる委員から提案された事項

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員も含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

3 議事録は、委員に送付する。

(役員会の構成)

第18条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

2 役員会の議長は、本会の会長が就く。

(役員会の招集)

第19条 役員会は、会長が必要と認めたときに召集する。

(役員会の審議事項)

第20条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会、運営委員会に付議すべき事項
- (2) 総会、運営委員会、部会の会務の調整に関する事項

(運営委員会の構成)

第21条 運営委員会は、委員をもって構成する。ただし、参考人として準委員を出席させることができる。

2 運営委員会の議長は、本会の会長が就く。

(運営委員会の招集)

第22条 運営委員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

(運営委員会の議決事項)

第23条 運営委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 各部会が協議した事業に関する事項
- (2) 各部会間及び各種団体間の連絡調整に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会において議決された事項の執行に関する事項
- (5) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (6) 協議会に寄せられた意見及び提案事項（以下「意見等」という。）に関する事項
- (7) その他第5条に掲げる委員から提案された事項

(部会の構成)

第24条 各部会は、委員及び部会員で構成する。

2 各部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、委員とする。

4 副部会長は、部会の中から互選により選任する。

(部会長及び副部会長の職務)

第25条 各部会長、各副部会長は次の職務を行う。

2 部会長は、当該部会を代表し、会務を総括すると共に運営委員会に出席する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代行する。

(部会長及び副部会長の任期)

第26条 部会長及び副部会長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された部会長及び副部会長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 部会長及び副部会長は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(部会の招集)

第27条 部会は、部会長又は運営委員会が必要と認めたときに招集する。

(部会の審議事項)

第28条 部会は、所掌する事項について調査・審議し、各種の事業を実施する。

(事務局)

第29条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、市が担当する。

3 事務局に、地区内に居住する者から役員会が推薦し、総会の議決を得た者を置くことができる。

(事務局の所掌事務)

第30条 事務局は、会議に出席し、次の事務を司るものとする。

(1) 会議の開催通知書の作成及び送付

(2) 会議の資料の作成

(3) 会議の議事録の作成

(4) 会計事務に伴う資料の作成

(5) 茅ヶ崎市や関係団体との連絡調整

(6) 協議会に寄せられた意見等のとりまとめ

(事業及び会計年度)

第31条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

(経費)

第32条 協議会の経費は、市からの補助金及びその他の収入をもってあてる。

(住民等からの意見等の取り扱い)

第33条 会議で出された意見等のほか、地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は、事務局が取りまとめ、運営委員会に報告する。

(必要事項)

第34条 その他、本会の運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月 日から施行する。

平成25年度 松浪地区まちぢから協議会委員選任 (案)

(規約第5条関係)

氏名	所属及び役職
植松 伸擴	浜竹一丁目自治会 会長
前田 積	浜竹二丁目自治会 会長
中嶋 隆夫	浜竹三丁目自治会 会長
大類 ひさ枝	浜竹四丁目自治会 会長
渡辺 俊幸	松浪一丁目自治会 会長
小西 眞八	松浪二丁目自治会 会長
有川 勝治	富士見町自治会 会長
辻 俊子	LG 富士見町自治会 会長
平松 民平	常盤町自治会 会長
牧島 達夫	緑が浜自治会 会長
松井 教	汐見台自治会 会長
名井 協	出口町自治会 会長 松浪地区街づくり委員会委員長
北村 嘉秀	ひばりが丘自治会 会長
水島 將隆	美住町自治会 会長
小野江 達人	松浪地区街づくり委員会副委員長
田島 洋子	松浪地区街づくり委員会副委員長

平成25年度 松浪地区まちぢから協議会役員選出 (案)

(規約第7条関係)

役職名	人数	氏名
会長	1	
副会長	2	
会計	1	
書記	1	
監事	2	

平成25年度 松浪地区まちぢから協議会事業計画 (案)

○事業及び会議

- ・各分野の地域団体と話し合いながら、各分野の委員の選出を行い、なるべく早い段階で、自治会と各分野の地域団体の代表で構成された松浪地区の代表性を持つ組織とする。
- ・事業については、これまで松浪地区自治会連合会で主催してきた事業を行うほか、部会設置に向けた取り組みを行う中で協議会としてのイベントを実施する。
- ・部会設置に向けた取り組みを行う中で協議会としてのイベントを実施し、協議会の活動に関して地域住民に幅広く周知をする。
- ・このほか、規約第3条に規定する協議会の目的達成のために必要な事業について、運営委員会において協議、決定する。
- ・会議の日程は次のとおり

期日	会議・事業名	備考
通年	役員会 (適宜)	
通年	運営委員会 (適宜)	

○部会設置に向けた取り組み

- ・防災対策分野に関する部会設置に向けての取り組み
 - ・安全対策分野に関する部会設置に向けての取り組み
 - ・環境対策分野に関する部会設置に向けての取り組み
 - ・保健福祉分野に関する部会設置に向けての取り組み
- ※具体的な取り組みは、運営委員会において決定する。

議案第4号

平成25年度 松浪地区まちぢから協議会予算 (案)

収入

項目	金額 (円)	内容
補助金	440,000	地区自治会連合会等補助金 (100,000) 地区防災訓練補助金 (240,000) (仮称)松浪地区まちぢから協議会立ち上げ準備会 (100,000)
分担金	359,400	自治会より
雑収入	120,957	松浪地区自治会連合会繰越金
受取利息	47	普通預金利息
計	920,404	